

学校感染症証明書

※医療機関によっては、文書料が必要なところもあります。

〈学校において予防すべき感染症と出席停止の基準〉

平成 27 年 4 月 1 日～

分類	感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第 18 条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条)
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (SARS)、 中東呼吸器症候群 (MERS)、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した 後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好 になるまで
	風しん (3 日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで 病状により医師において感染のおそれが ないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス、 腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれが ないと認めるまで
	その他の感染症 〈感染症の例〉 ・ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など) ・ ウイルス性肝炎 ・ ヘルパンギーナ ・ マイコプラズマ感染症 など	条件によっては出席停止の措置が必要 と考えられる感染症 〔 具体的には病状などにより 医師の指示に従うことが必要 〕

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ)、手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症など

学校感染症証明書

和歌山県立貴志川高等学校

年 組 番 氏名

病 名

平成 年 月 日 初診

学校感染症のため、 月 日より 月 日まで休校を
必要としたことを認めます。

月 日より登校することを許可します。

平成 年 月 日

医師住所

医師氏名



